

# 『易林本節用集』の漢字

今西浩子

(一)  
原刻易林本節用集には次のような刊語がある。

有<sup>リ</sup>客<sup>レ</sup>携<sup>ヘ</sup>鉅<sup>ニ</sup>卷<sup>ヲ</sup>曰<sup>ク</sup>此<sup>ノ</sup>節<sup>ノ</sup>用<sup>ノ</sup>集<sup>ノ</sup>十<sup>ノ</sup>字<sup>ノ</sup>九<sup>ノ</sup>皆<sup>ハ</sup>贗<sup>ガシ</sup>也<sup>ト</sup>正<sup>タ</sup>諸<sup>ヲ</sup>於<sup>テ</sup>韻<sup>ノ</sup>會<sup>ノ</sup>禮<sup>ノ</sup>部<sup>ノ</sup>韻<sup>ニ</sup>諾<sup>セハ</sup>則<sup>チ</sup>命<sup>メ</sup>工<sup>ニ</sup>刻<sup>ツ</sup>梓<sup>ニ</sup>焉<sup>ト</sup>  
如<sup>キ</sup>愚<sup>カ</sup>夫<sup>カ</sup>弄<sup>シ</sup>靡<sup>ウ</sup>何<sup>ノ</sup>辨<sup>シ</sup>字<sup>ノ</sup>畫<sup>ノ</sup>之<sup>レ</sup>誤<sup>リ</sup>哉<sup>ヤ</sup>惟<sup>ニ</sup>取<sup>リ</sup>定<sup>メ</sup>家<sup>ノ</sup>卿<sup>ノ</sup>假<sup>ノ</sup>名<sup>ヲ</sup>遣<sup>フ</sup>分<sup>チ</sup>書<sup>メ</sup>伊<sup>ハ</sup>為<sup>リ</sup>越<sup>ス</sup>於<sup>テ</sup>江<sup>ノ</sup>惠<sup>ノ</sup>之<sup>レ</sup>六<sup>ノ</sup>隔<sup>ツ</sup>  
段<sup>ニ</sup>以<sup>テ</sup>返<sup>ス</sup>之<sup>ヲ</sup>云<sup>フ</sup>岾<sup>ノ</sup>慶<sup>ノ</sup>長<sup>ノ</sup>二<sup>ノ</sup>西<sup>ノ</sup>丁<sup>ト</sup> 易林誌

右の刊語を巡って森本義彰氏は

かくの如く新門跡光昭の教導掛として諸種の書籍に當って居る中に、度々の轉写に依って「此節用集十字九皆贗也」と言ふ様な状態に在った節用集を、活用に便ならしめんが為に、自ら改訂し寺内に住する平井休興をして開板せしめたのであるまいかと思ふ。

と述べ、朝倉龜三氏は

此『節用集』や、著作以来久しく写本にて伝はりしを以て伝写の誤頗る多く、時に無名氏の恣ままる増補、刪除の厄に逢ひ<sup>注1</sup>加ふるに魯魚の誤頗る多く、且件名に足らざる所あるを以て、慶長二年易林之を訂正増補し<sup>注1</sup>と述べているという。この両者ともに「度々の転写で誤りが多い」又「易林がそれを訂正した」とするが、刊語を忠実に読む限り、易林は漢字の訂正を行っていないことになる。その点、刊語は易林の謙辞にすぎないと見るのが大方のようで、その理由として易林が節用集の校訂者として如何に相応しい学殖を有していたかということが挙げられてきた。

確かに刊語の「十字九皆贗也」は、たとえ誇張があるにしても、現在我々が目にするところの節用集の印象からは浮かび上ってこない事柄である。しかし、刊語の中で客が挙げた辞書は『韻會』『禮部韻』である。<sup>注2</sup>つまり客の言う「十字九皆贗也」というのも『韻會』『禮部韻』といった中国の辞書を規範にした立場から見たものであることは十分に注意すべきことではないかと考える。

(二)

字形の誤りがなくても、中国の辞書を規範とした場合には、誤り、あるいは出鱈目と映りかねない漢字表記が易林本節用集の中にはかなりある。それは次に例示したようなものだが、これらも客の目には贗也と映った可能性は十分にある。

A 万葉仮名的な当て字、又「仮名書」

別都頼宜壽(上15ウ) 手都頭礼山(上31オ) 夫婦妃(上31オ) 我毛香(上33ウ) 歌見月(上35ウ) 市南野(上61オ) 音呼(上61オ) || 鳥の名(筆者注) 浦山敷(上60オ) 右流左死(上60オ) 分直(下8オ) 不律(下8オ) 指身(下22オ) || 刺身(筆者注) 衣更著(下25ウ) 松蘇利(下33オ) など。  
注3

B 漢和辞典に無く、異体字かと思われるもの

- ① 鬼や卑の頭の「ノ」が落ちて「鬼」「卑」となったもの。
- 窮鬼(上ウ) 魁芋(上ウ) 魍(上2オ) 魍(上2オ) 利鬼(上4ウ) 愧(上12ウ) 凡卑(上15ウ) 蜀魄(上15ウ) 鬼志許(上15ウ)
  - 草(上31オ) 早魁(上35ウ・40オ) 餓鬼(上36オ・37ウ) 蒐(上41オ) 魂・魄(上45ウ) 大般若魁(上47ウ) 魂緒(上47ウ) 塊(上47ウ)
  - 胡鬼板(下12オ) 傀偏(下15オ) 魁(下24オ) 鬼神大夫(下25ウ) 鬼畜木石(下28ウ) 醜(下33ウ) 痺(下36オ・42ウ)
  - 胡(上1ウ) 罍(上53オ) 鬼(上63オ) 槐門(上64ウ) 傀儡師(上65オ) 剽(下7オ) 喉痺(下10オ) 魂魄(下10オ) 木魅(下11ウ)
  - 槐(下43オ) 裨販(下44オ) 脾臟(下44オ) 鴨(下44ウ) 卑賤(下46オ) 裨(48オ) 痿痺(下46オ) 痺痒(下46オ) 卑懷(下46オ) 聾(下47オ) 聾(下47ウ) 厲(下48ウ) など。
- ② 魚や魚篇の「...」の部分が「火」となったもの。
- 鯁・鱗・鯁・魍・魍・魍(以上、上2オ) 鮑・江鮭・鮫・鮫・鮫・鮫・鮫・鮫・鮫・鮫・鮫・鮫(以上、下1ウ) 他
- ③ 「茸」が「耳」となったもの。
- 鬣耳(上1ウ) 鍼耳(上8ウ) 鼠耳(上54ウ) 芋耳(上65ウ) 槁耳(上65ウ) 舞耳(下3オ) 椎耳(下36ウ) 芝耳(下37オ)

④辰の「尸」の中の「辰」の部分が「辰」となったもの。

缺<sup>イグチ</sup>脣(上2オ) 眼<sup>ニギウウ</sup>(上14ウ) 北<sup>(ホク)</sup>辰<sup>(シン)</sup>(上15オ) 辰<sup>トキ</sup>(上20ウ) 偃<sup>(ワツ)</sup>(上24ウ) 地震<sup>(ヂシ)</sup>(上24オ) 千早振<sup>(チハヤブル)</sup>(上26オ) 良辰<sup>(リヤウシン)</sup>(上28オ) 佳辰<sup>(カシ)</sup>(上40ウ) 辰<sup>タツ</sup>(上45ウ) 丹菓脣<sup>(タンクワノクシヒル)</sup>(上49オ) 脣<sup>クチヒル</sup>(上65オ) 鞞<sup>(ウツシキ)</sup>(上59ウ) 褥<sup>(シトネ)</sup>(下37オ) 震動<sup>(シンドウ)</sup>(下41ウ) 宸禁<sup>(シンキン)</sup>(下41オ) 褥<sup>スク</sup>(下54オ) など。

⑤井の頭の「ツ」の部分が「ク」や「タ」となったもの。

一<sup>(イチ)</sup>瓶<sup>(ヘイ)</sup>(上3オ) 逢<sup>(ホトバシル)</sup>(上17ウ) 扉重門<sup>(ヘイヂウモン)</sup>(上18オ) 柃欄<sup>(ヘイリョ)</sup>(上18ウ) 瓶子<sup>(ヘイソ)</sup>(上19オ) 謙<sup>(ケン)</sup>(上19ウ) 土瓶<sup>(ドビン)</sup>(上21ウ) 瓶井水<sup>(カメナミ)</sup>(上35ウ) 搔餅<sup>(カイモチ)</sup>(上37ウ) 柿餅<sup>(カキモチ)</sup>(上37ウ) 瓶<sup>カメ</sup>(上38ウ) 湯瓶<sup>(タウビン)</sup>(上46オ) 駢<sup>(ナラ)</sup>(上56ウ) 嫌打<sup>(ウヘナリチ)</sup>(上60オ) 踏踏<sup>(ヤスラ)</sup>(下2オ) 餅<sup>アミ</sup>(下17ウ) 弁<sup>(アハス)</sup>(下20ウ) 鈴竈<sup>(ススラ)</sup>(下24オ) 併<sup>(シカシテオウ)</sup>(下42ウ) 屏風草<sup>(ビヤウゾウ)</sup>(下45オ) 屏風<sup>(ビヤウ)</sup>(下45ウ) 嫌<sup>(モドク)</sup>(下49オ) など。

⑥帯の上の部分「巾」が「巾」となったもの。

佩<sup>(ハイ)</sup>帯<sup>(タイ)</sup>(上7ウ) 帶<sup>カタフキ</sup>刀<sup>(タ)</sup>(上7ウ) 帶<sup>ヨビ</sup>(上9オ) 腹帶<sup>(ハルビ)</sup>(上10オ) 帶<sup>(ヘキ)</sup>副<sup>(ソ)</sup>(上12オ) 帶<sup>(ハク)</sup>(上12ウ) 帶<sup>(タイ)</sup>佩<sup>(ハイ)</sup>(上48オ) 東帶<sup>(ソウタイ)</sup>(上51オ) 上帶<sup>(ウヘ)</sup>(上63オ) 滯<sup>(トド)</sup>帶<sup>(コ)</sup>(上24オ) 唐帶<sup>(カラオビ)</sup>(上38オ) 縹帶<sup>(カラフミノオビ)</sup>(上38オ) 帶<sup>カタキ</sup>刀<sup>(タ)</sup>(上45オ) 滯留<sup>(タイリウ)</sup>(上47ウ) 帶佩<sup>(タイハイ)</sup>(上48オ) 東帶<sup>(ソウタイ)</sup>(上51オ) 上帶<sup>(ウヘ)</sup>(上63オ) 帶<sup>オビ</sup>入<sup>(イル)</sup>(上64オ) 凝滯<sup>(ゲウタイ)</sup>(下6ウ) 帶<sup>ヒラ</sup>(下45ウ)

⑦衆の「一」の下が「レ」のように右にはねたもの。

衆<sup>(シュ)</sup>(年寄<sup>(トシヨリ)</sup>上21オ、外様<sup>(トサマ)</sup>上21オ、若<sup>(ワカ)</sup>上33オ、僧<sup>(ソウ)</sup>上50オ、詰<sup>(ツメ)</sup>上53オ、評定<sup>(ヒヤウテイ)</sup>下44オ、兄弟<sup>(ヒンゲイ)</sup>下44オ) 衆<sup>(オホシ)</sup>(上64オ) 衆<sup>(オホシ)</sup>(下9ウ) 衆徒<sup>(シュト)</sup>(下35オ) 衆生<sup>(シュジウ)</sup>(下9ウ) 積聚<sup>(シヤクジュ)</sup>(下36オ) 七衆<sup>(シチュウ)</sup>(下39オ) 衆<sup>(モロモロ)</sup>(下49オ) 聚<sup>(スグ)</sup>(下54ウ) など。

⑧骨の「目」の部分が「目」となったもの。

髻<sup>(カクサキ)</sup>(上36ウ) 滑耳<sup>(ナメスキ)</sup>(上55ウ) 滑痢<sup>(ナメヒル)</sup>(上56ウ) 喝斜<sup>(スデリニガム)</sup>(下53ウ) など。

⑨ 「示」とあるべき部分が「木」となったもの。

標ハナダ(上8) 驃馬シラカバ(下36) など。

⑩ 「フ」とあるべき部分が「一」となったもの。

機杼ハタ(上10) 芋トヂ(上21) など。

⑪ 「呂」とあるべき部分が「呂」となったもの。

柀ヘイリ欄ノキス(上18) 相ノキス(上62)

⑫ 「月」とあるべき部分が「开」や「井」となったもの。

檀那タナ(上45) 上47) 嫻娜クワンナ(上48) など。

⑬ 「采」とあるべき部分が「采」となったもの。

陸探微リクタンビ(上28) 採題サイテイ(上48) 採サイ(下22) 探タン(下24) 採題サイテイ(下24) 深雪シンセツ(下34) 深重シンジュウ(下41) 甚深ジンシン(下41) 淺

深シン(下51)

⑭ 「呉」の部分が「呉」となったもの。

娼クワン(上48) 呉竹クワンチク(上48) など。

⑮ 「畢」などの「畢」の部分が「畢」となったもの。

畢命ヒメイ(下46) 畢波羅草ヒバラスウ(上45) など。

ただし、右のB—①⑥⑧あたりは『龍龕手鑑』などの中国辞書にも見られる字形であるから客の目に贗と映ったかどうかは疑問である。

ところで、この易林本節用集と対照的なのが同一人物の書写、編纂によって成ったとされている夢梅本倭玉篇である。これには次のような刊語が記されている。

斯玉篇者以韻會禮部韻龍龜手鑑等校合旃書寫者也岢慶長旃蒙大荒落楮月日諺誦

この刊語によると、夢梅すなわち易林は、この倭玉篇の校合を『韻會』『禮部韻』『龍龜手鑑』等によって行っていることが明確である。

そこで右に見たBの各項の文字が、夢梅本倭玉篇ではどのようになっていっているかを見ると、①は倭玉篇においても「鬼」や「卑」のように、頭に「ノ」のつかない字形が用いられている。これは『龍龜手鑑』とも合致する字形であるが、清時代の異体字辞書『正字通』<sup>注4</sup>は「鬼」を古い字形とし、「鬼」を今の字形としている。②は夢梅本倭玉篇では、すべて「魚」の字形になっている。もっともこの文字については、易林本節用集でも「魚」と「兎」とが混り合っている。『技萃正俗字辨』<sup>注4</sup>には「魚古作兎」とあり、また『異体字辨』<sup>注4</sup>には「兎俗」とある。③は夢梅本倭玉篇では「茸」の字形で、我が国の異体字辞典類にもタケの意味で「耳」の文字を用いた例は管見していない。④は夢梅本倭玉篇では「辰」の字形で「辰」の字形は見られない。『古今異字叢』<sup>注4</sup>には「振・振・振」と三種類の字形が見えるところをみると、我が国では中、近世頃異体字の一つとして用いられていたものと思われる。『龍龜手鑑』でのこの文字は、倭玉篇と同じ「辰」の字形である。⑤は倭玉篇では「拵」のように、頭の部分が「ケ」になった字形が用いられている。ちなみにこの文字は『龍龜手鑑』では「拵」の字形であるが、あるいは他の中国辞書に「拵」の字形が認められるのかもしれない。⑥は倭玉篇では「帶」の字形で、易林本節用集及び『龍龜手鑑』の字形と一致する。⑦は倭玉篇では「衆」の字形で、縦棒の跳ねが易林本節用集と逆の方向である。『龍龜手鑑』

では「衆」のように縦棒が跳ねない字形を採っている。しかし、『異體同字編』<sup>注4</sup>や『正楷録』<sup>注4</sup>には「衆」や「聚」の文字が見られるので、これも中、近世の異体字として我が国では用いられていた字形であろう。⑧については、倭玉篇も「骨」の字形になっており、易林本節用集、『龍龕手鑑』とも一致する。⑨については倭玉篇では「標」<sup>注5</sup>の字形で、易林本に見る字形は我が国の異体字辞典類にも管見できなかった。⑩についても倭玉篇は「杼」の字形で易林本の字形は他に見出せない。⑪については倭玉篇は「栢」の字形で易林本の字形は『正俗字例』<sup>注4</sup>に「呂・呂」「閏・閏」の両字形が見られる。もっとも「栢」については易林本節用集に「栢」(上62才)「栢」(下9才)と二通りの字形が見られる。⑫についても「开」の字形は倭玉篇にもみられるが「井」の字形については見られない。概して「那」などの「月」の部分の異体字としては「开」や「丹」はあっても「井」を目にすることがない。しかし『別體字類』<sup>注4</sup>には「邢・邢」や「鵝・鵝」の字形が見えるから、これも中、近世の異体字としては通用していたのであろう。⑬も倭玉篇では「探」の字形である。しかし『正俗字例』には「探」の異体として「採」が挙げられている。⑭は倭玉篇では「呉」の字形である。しかしこれも『正俗字例』では「呉・呉」の両形が見出せる。なお興味深いのは、易林本節用集の刊語の中に「誤」の文字が用いられていることである。(本稿冒頭部分参照)⑮も見出せない。

以上のことから考えると、夢梅本倭玉篇に先に掲げたAの語群が無いことは、見出し語は単一漢字を原則としている倭玉篇の性質上当然のことながらも、Bについては、夢梅本倭玉篇は基本的に中国の辞書を規範として書かれており、易林本節用集では、中国辞書の規範からははずれていても、中、近世に我が国で通用していたと思われる

異体字が採られていると言えるように思える。だとすれば、中国辞書を規範としてその修正を求めた客の要請に対して、字形に関する限り易林は修正を行っておらず、易林の刊語はそのまま忠実に読んでよいのではないか考へる。ただし、易林の謙辞と言われている部分の解釈や、易林が漢字の修正を行わなかった理由については後に考へることとしたい。

(三)

もう少し易林本節用集の漢字の実態を見る目的で、我が国の『大漢和辞典』<sup>注5</sup>と、中国の『漢語大字典』<sup>注6</sup>に見出すことことの出来ないB以外の漢字を易林本節用集の中から拾うと、ざっと見ただけでも次のような漢字が挙げられる。

- C
- ① 𩺰イシツツ (上2ウ) ・ 𩺰フクラキ (下7ウ)
  - ② 𩺰イヤン (上5ウ)
  - ③ 𩺰ハマロシ (上8ウ)
  - ④ (行)(ハハキ) 𩺰ハハキ (上9ウ)
  - ⑤ 𩺰ハハキ (上10ウ)
  - ⑥ 𩺰ハナキ (上10ウ)
  - ⑦ 𩺰ホグス (上17ウ)
  - ⑧ (飄)ヘウ 𩺰クシ (上18ウ)

- ⑨ 菌ヘタカクワ (上 18オ)  
 ⑩ 葦トヨ 薜ロ (上 21オ)  
 ⑪ 抖ト 薺ソク (上 23ウ)  
 ⑫ 短チヌム (上 28オ)  
 ⑬ 鼻ハシ (上 32オ)  
 ⑭ 立リツ 泅ヘ (上 36ウ)  
 ⑮ 畷ウツ (上 41オ)  
 ⑯ 鴫ウツ (上 45ウ) ・ 鴫毛ウツケ (下 26オ) ・ 宿鴫毛サシウツケ (下 21ウ)  
 ⑰ 駒ウツ (上 45ウ)  
 ⑱ 搦ウツ (上 59ウ)  
 ⑲ 縋ツカリ (上 52ウ)  
 ⑳ 鞞ウツ (上 59ウ)  
 ㉑ 毆ウツ (上 60ウ)  
 ㉒ 還オモヒヤル (上 64オ)  
 ㉓ 歟ゴリ (下 10ウ)  
 ㉔ 夷エ 猥ソ (下 14オ)  
 ㉕ 葛サネクサ (下 21ウ)

- ②⑥ 挿サシ（下ゲ 24ウ）  
 ②⑦ 鯛タイ（下ゲ 26オ）  
 ②⑧ 瑩エイ（下ゲ 33ウ）  
 ②⑨ 叔梁シクリヤウゴツ 紇ケツ（下ゲ 35ウ）  
 ③⑩ 箏シヤウ（下ゲ 37ウ）  
 ③⑪ 鐘シユン（下ゲ 38オ）  
 ③⑫ 嗥ヒカリ（下ゲ 46ウ）

これらの一つ一つを検討してみると、①は、『篇目次第』『文明十一年本節用集』『明応五年本節用集』『饅頭屋本節用集』『下学集』『温故知新書』など他辞書にも見られ、『和字正俗通』<sup>注4</sup>の中にも『鮠イシクラキ』の記述を見出すことが出来る。②については、小山版易林本節用集で「卑」になっているので、おそらく「卑」の誤字であろう。但し「卑」でないことについては、先のBに見た通りである。③は、傍訓の「ロ」の部分が小山版で「ビ」となっており、おそらく「ハマビシ」の誤りであろう。それにしても「ハマビシ」は漢和辞典や夢梅本倭玉篇では「蒺藜」と書かれている語である。しかし中国の『碑別字』<sup>注8</sup>には「藜 藜也」とあり、我が国の『異体字辨』にも「藜同梨」とあるし、『色葉字類抄』『堯空本節用集』『西足院本節用集』『爾雅』などにも「蒺藜」の表記がみられることから、「藜」を「藜」と書くこともあったのであろう。④は、小山版易林本節用集に「滕」とあるので「滕」が正字であろう。原刻易林本節用集でも「ム」の部では「行滕ムカバキ」（上ウ 5ウ）と、「滕」の字が用いられている。しかし、易林本節用集では藤ム藤がほとんど藤と書かれていることからすると、行書体からの誤った回帰とも考えられる。⑤は、

「鉈」が普通で、「ネ」と「ネ」とが混用したものとと思われる。⑥は小山版易林本では「籛」とあるので、原刻本の誤字かと思われる。⑦は、漢和辞書類や夢梅本倭玉篇で「聿」となっている文字であるが、『龍龜手鑑』には「聿馬<sup>馬</sup>」とある。⑧は、普通「瓢箪」で、原刻易林本節用集でも「瓢箪<sup>或作瓢</sup>」とある個所の文字である。上の「瓢」の篇「票」に合せた作字と思われるが、当時の通用文字ではなかったかと思われる。⑨は、易林本節用集で「百部根<sup>ハクブカン</sup>齒<sup>根</sup>」とあるもので、「齒」は、倭玉篇の一異本『拾篇目集』には「マメカラ」の傍訓を付して載っているし、『色葉字類抄』『爾雅』にも見られる。⑩の「薛」は、「薛」と書かれるのが普通のようなのであるが、『名義抄』には「薛荅」の文字が見える。この「年」の部分が「牛」に書かれたとみられ、誤字なのか、異体字として通用したのかの判断は容易でない。⑪は夢梅本倭玉篇では「抖擻」とあり、漢和辞書類でもクサクムリのないのが普通である、誤字の可能性が大きい。⑫は、「扠」なら『碑別字』にも見出せる。「ま」が「糸」になっているのは、或いは、直前の「縮」のイトヘンに引かれた作字かとも思われる。⑬の「昇」はどこにも見出せなかった。⑭の「派」は「派」の誤用」と「字彙<sup>注4</sup>」に記載されている。誤用が異体字として通用することはよくあることで、やはり中、近世の通用文字と見てよいのではなからうか。⑮は、夢梅本倭玉篇に「敗」とあり、易林本節用集の場合も「敗」の誤りと見てよいであろう。⑯は、「鴝」又は「鴝」と書かれるのが普通であるが、「年」「午」との関係は⑩の「薛」と似通っている。(⑩は「牛」で⑯は「午」になっているが⑩で「午」を「牛」と書いた可能性もある)⑰は、夢梅本倭玉篇で「駒」となっており、誤字かと思われる。⑱は、易林本節用集に「直揜<sup>ツクムル</sup>字」とあるところから「揜」の文字かと思われるが見当がつかない。⑲は、倭玉篇の一異本『拾篇目集』に見出すことが出来る。⑳も倭

玉篇の一異本『玉篇目』や『篇目次第』に見出すことが出来る。⑳は、「毘」又は「毘」が普通であるが、『楷法辨體』に「寂・寇」の例があるので毘の異体字と見ることが出来るのではないだろうか。㉑は、「景迹」の文字が万葉集、考課令、令義解などに見えるが、「景」が「邊」となっているのは倭玉篇の一異本『玉篇略』のみである。㉒も他に見出せない。㉓は『名義抄』に見られる。㉔も倭玉篇の一異本『玉篇略』に見出し得る。㉕は、『同文通行』に「挿」の異体字として載っているほか、万葉集、色葉字類抄、名義抄、古往来も「挿」の異体字としてい<sup>注4</sup>る。㉖は、『和字正俗通』に「キギ」の傍訓を付して載っている。㉗は、「王」「玉」の混同であるが、部首の「王」と「玉」とが通用するように、この場合も通用文字と考えてよいのではなからうか。㉘は、小山版易林本節用集で「紕」となっているので「紕」の誤りと見てよいであろう。『倭楷正訛』<sup>注4</sup>によると、「紕俗紕正」ということである。㉙は、「葦」の文字の「𦵏」「𦵐」「𦵑」冠と「𦵒」冠の混同かと思われる。この両者の混同は、わが国の古典類に特に多い。㉚は、『同文通行』に国字として載っている。㉛は、「晴」か「暘」かの異体字ということであろうが、後者ならば、上下を左右に並べ替えた作字で、「裏」と「裡」同様のものである。しかし又前者ならば、『古今異字叢』にみられる「的・的、皆・皆」と同様の関係とみることが出来る。

右の中には明らかに誤字と思われるものもあるが、一般の漢和辞書にはなくても異体字としてその道の書には載せられているものもかなりある。しかしそれよりも注目したいのは、そういったものにも無い文字でも、わが国の他の古辞書類には載っている文字のあることである。名義抄、色葉字類抄、あるいは倭玉篇の異本にはそれが目立つ。これらは我が国独自の通用漢字と思われるが、こういった我が国独自の通用漢字が新撰字鏡や類聚名義抄といっ

た初期の辞書の中に存在することは、既に、望月郁子氏によって指摘されている。<sup>注9</sup>色葉字類抄は名義抄の延長上にあり、倭玉篇も字鏡の流れを汲む位置にあることを考えると、倭玉篇にそれらが継承されていることもあり得るであろう。易林本節用集には、こういった独自の通用漢字も見られるのである。倭玉篇のような「読む為」の辞書とは目的を異にする「書く為」の辞書である節用集においては、通用漢字の採用も倭玉篇より積極的であったのではなからうか。倭玉篇は、夢梅本倭玉篇について述べたように、少くとも易林は、中国辞書によって校合する必要を感じたのであろうが、節用集においては、その辞書の性質上、むしろ必要なし、とみた可能性もある。易林が漢字の校合、修正を行わなかった本当の理由もこの辺りにありそうである。もしそうだとすれば、先に述べた、刊語の謙辞と言われている部分についても、易林が漢字の校合、修正を行わなかった釈明を婉曲に表現したものとも解釈できる。

そうは言っても、これも又Cのところで見たとように、実際に誤字と見られるものがいくつかあることも事実である。更に、易林本節用集の中には、いくつかの面で均質性を欠く事柄がある。その一は、書かれた文字自体がかなり不揃いで、同一人物の刊語をもちながらも夢梅本倭玉篇に見るような、きっちりとした文字、字配りがなされていない。その二は、門名の不均質性で、ここに安田章氏が述べておられる文章を引用してそれを指摘すると、<sup>注10</sup>

門名は横行に表わし、八部までは門毎に改行するが、二部で行頭に来るのは「乾坤」だけであり、それ以降必ずしも改行しない。門は最多いキ部について言えば、

乾坤 時候 官位 人倫 人名 支體 気形 草木 食服 数量 神祇 名字 器財 言辭

の十四であるが、この内、人名門はキ部の外にエ・ユ・シ・エ部にあるだけで一般的でなく、「乾坤」を「天地」(ケ部)、「官位」を「官名」(タ・キ部)、「食服」を「衣食」(イハ部)・「衣服」(ク部)「器財」を「財×(玉偏に缶)」(リ・ヲ部)「言辞」を「言語」(イハ部・ホク夕部およびキ部)とした所がある。

易林の手に渡る前の状態が右のようであったとしても、それを易林が統一していないのはやはり問題である。その三は傍訓片仮名の「ア」「セ」の用法の不均質性、一般に「ア」「セ」の片仮名文字は節用集に用いられることが少なく、夢梅本倭玉篇との比較から、易林が好んで用いた字体と思われる。特に「ア」<sup>注11</sup>に関しては、夢梅本倭玉篇では統一のとれた用いられ方がされているのに対して、易林本節用集での用いられ方は、はなはだ不統一である。こういった均質性に欠ける面をみると、やはり易林は、この節用集に対して積極的態度で取り組んだとは考えにくくなる。それが、易林の怠慢によるのか、時間的制約によるのか、あるいは節用集にそれほどの価値を認めなかったのか、その判断は容易ではないが、唯、易林がある書物を書写する場合に疑問点を言経に質しているのに、この節用集の改訂が行われたと思われる慶長二年の言経記には、何等節用集に関する記事を見出すことが出来ないことも無関係ではなさそうである。

#### (四)

ところでまた、BやCにみてきたような、中近世の異体字や通用漢字、あるいは新撰字鏡の頃からの我が国独自の通用漢字をかなり載せているのは、〈書く為〉の辞書を意識してのことと思われるが、安田章氏などは、更に(この易林本節用集は)聯句連歌の流行に関わっていた韻事の書としての目的があったと指摘されている。<sup>注12</sup>安田氏

によると、「素直な、従って付合の変域の限られた用字は自明のこととして退けて、変化と展開とに束縛されない書替字を提示した」<sup>注13</sup>ということであるが、確かにB、CのみならずAを含めた表記の多彩さは「書くため」以上のものであったとすることにも納得できるものである。Aの例に掲げたものは「別都頓宣壽」「分直」「不律」「松蘇利」以外は万葉仮名による表記である。「別都頓宣壽」は『十五経』に見える由の注記があり、「分直」「不律」「松蘇利」は、いわゆる「仮名書」として中国資料に同一の語が確認出来るものであり、かつ文明本節用集にもみられるので、文明本が採り入れた「仮名書」を引用したものとと思われる。文明本節用集には、この他にも多くの「仮名書」が見られるが、それらがすべて易林本に採られているわけではない。易林本節用集では「仮名書」という意識よりも、表記の多彩さの方が優先したのであろう。

本稿はその多彩さの一面を一瞥したにすぎないが、刊語の疑問を解く鍵に少しは近づけたのではないかと思っている。但し、一般的な漢和辞典にみられる本字・略字・俗字等については言及していないので、易林本節用集の漢字の全体像は見えていない。これについては、いずれ別稿を用意したいと考えている。

### 〈注〉

1・森本義彰「易林本節用集改訂者易林に就いて」(『国語と国文学』第二十三巻第六号)

・朝倉龜三「日本古刻書史」

両者とも『天理図書館善本叢書 節用集二種』所収の原刻易林本節用集の解説に引用(解説者、安田章氏)されているが後者の原本は未見である。

2 「韻會」は『古今韻會』、「禮部韻」は『禮部韻略』のことを言う。

3 原則として左訓や語義は省略する。傍訓の片仮名「ア」「セ」「子」「せ」はそれぞれ「マ」「サ」「ネ」「セ」で表わす。

4 『正字通』 清 廖文英、廖綸璣

『拔萃正俗字辨』 石野恆山編 寛政九年序

『異体字辨』 中根元圭編 元禄五年序

『古今異字叢』 長梅 外編 明治十六年刊

『異體同字編』 編者不詳 写本

『正楷録』 近藤西涯編 寛政三年序 写本

『正俗字例』 洛東陽士編 元禄十二年刊

『別體字類』 萩原巖編 明治四年刊

『和字正俗通』 山本格安編 享保十八年序

『字彙』 明・梅膺祚撰 江戸刊

『楷法辨體』 小此木観海編 明治十四年刊

『同文通考』 新井白石著 宝暦十年刊

『倭楷正訛』 太宰春台編 宝暦三年刊

以上すべて、杉本つとむ編『異体字研究資料集成』（雄山閣出版）所収のものによる。

5 但し、「標」でなければならず、「標」だと別字になるから倭玉篇の場合も疑問が残る。

6 諸橋轍次著（大修館）

7 四川辞書出版社・湖北辞書出版社八冊本 なお、この辞書については内山精也氏の手を煩わせた。

8 羅振鋈（羅振玉編）一八八三成立、一八九一刊

9 望月郁子「世尊寺本『字鏡』の標出漢字の字体について」（静大人文論集四十三号）ここで言う通用漢字とは、

望月郁子氏のいう△日本に実在する字体▽△日本におけるありのままの漢字の実態▽というものに近い。

10 『天理図書館善本叢書 節用集二種』解説。

11 これについては別稿（『国語国文』安田章教授退官記念 中世文学・語学特輯号、平成八年五月、第六十五卷第

五号）に述べた。

12 安田章『中世辞書論考』（清文堂）・「はしがき」

13 安田章「辞書の復権」（『中世辞書論考』所収）